

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対照表

平成30年度	平成31年度（改定）
7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。	7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 (2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 (3) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。 (4) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m	-200					
							ℓ≥5m	法長-4%					
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
平場	標高較差	±50	±150										
法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

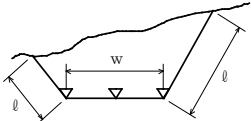
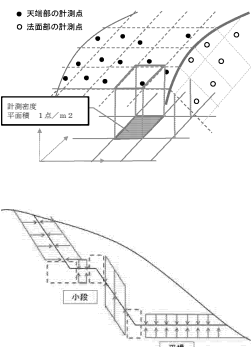
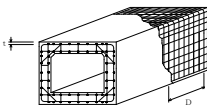
平成31年度（改訂）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≥5m	法長－4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
平場	標高較差	±50	±150									
法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160									
				3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領（河川浚深）（案）」、「施工履歴7」を用いた出来形管理要領（河川浚深工事編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平表面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
平場	標高較差	±50	±300									
法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±300									

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

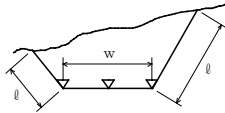
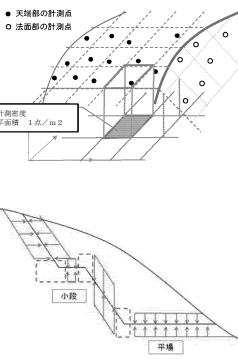
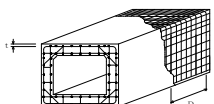
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m	−200			
							ℓ≥5m	法長−4%			
						幅 w		−100			
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50 ±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70 ±160			
1 共 通 編	3 無 筋、 鉄 筋 コン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d		±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		
						かぶり t		±φかつ 最小かぶり 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		緑石工 （緑石・アスカブ）	延 長 L		−200	1ヶ所／1施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

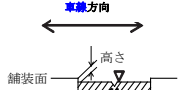
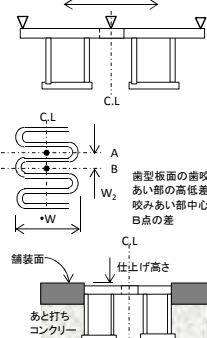
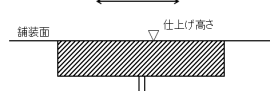
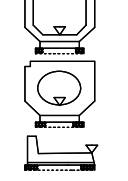
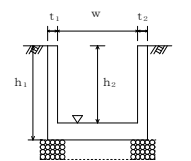
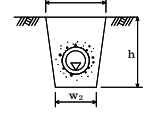
単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	ℓ<5m	−200			
							ℓ≧5m	法長−4%			
						幅 w		−100			
				2	掘削工 （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
平場	標高較差	±50	±150								
法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160								
法面 （軟岩Ⅰ） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330								
1 共 通 編	3 無筋、 鉄筋 コン クリ ート	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径			
		かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一面以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（P C橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工程において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		緑石工 （緑石・アスカブ）	延 長 L	−200	1ヶ所／1施工箇所 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ		±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸		3			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
							車線方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間 隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向間 隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mに直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L		-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t ₁ , t ₂		-20			
						幅 w		-30			
						高 さ h ₁ , h ₂		-30			
						延 長 L		-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。		
						幅 w ₁ , w ₂		-50			
						深 さ h		-30			
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据 付 け 高 さ		±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸		3			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表 面 の 凹 凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の 高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間 隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向間 隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表 面 の 凹 凸		3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mに直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t ₁ , t ₂		-20			
						幅 w		-30			
						高 さ h ₁ , h ₂		-30			
						延 長 L		-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 程	29	3	側溝工 （暗渠工）	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w ₁ , w ₂		-50			
						深 さ h		-30			
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	－30				
						高 さ h	－30				
						延 長 L	－200				
編3 土木 工事 共通	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	－200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。			
						法長ℓ	ℓ<3m				－50
							ℓ≥3m				－100
						厚さ（ブロック積張） t ₁					－50
						厚さ（裏込） t ₂					－50
						延 長 L					－200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法 長 ℓ					－100
						延長 L ₁ 、L ₂					－200
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	－100				
						延 長 L	－200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。			
						法長ℓ	ℓ<3m				－50
							ℓ≥3m				－100
						厚さ（ブロック） t ₁					－50
						厚さ（裏込） t ₂					－50
						延 長 L					－200

出来形管理基準及び規格値

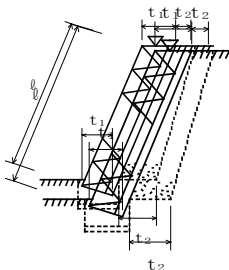
単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w		－30			
						高 さ h		－30			
						延 長 L		－200			
編3 土木 工事 共通	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L		－200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	－50			
							ℓ≥3m	－100			
						厚さ（ブロック積張） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法 長 ℓ		－100			
						延長 L ₁ 、L ₂		－200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w		－100			
						延 長 L		－200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積（張） 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	－50			
							ℓ≥3m	－100			
						厚さ（ブロック） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

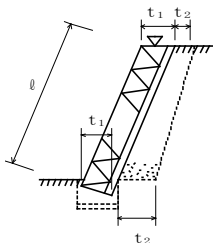
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張）t ₁		-50			
						厚さ（裏込）t ₂		-50			
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 （ 張 ） 工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「T S 等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≥3m	-100			
						厚さ（石積・張） t ₁		-50			
						厚さ（裏込） t ₂		-50			
						延 長 L		-200			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成30年度												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X10)			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（案）」または「TS（ノンプリズム 方式）」を用いた出来形管理要領（舗装 工事編）（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合 に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。 <u>この場合、基準高の 評価は省略する。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000m2以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500t 未満あるいは施工面積が2,000m2 未満。	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・ 瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（案）」または「TS（ノンプリズム 方式）」を用いた出来形管理要領（舗装 工事編）（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合 に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。 <u>この場合、基準高の 評価は省略する。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「地上型レーザースキャナーを 用いた出来形管理要領（舗装工事編） （案）」、「地上移動体搭載型レー ザースキャナーを用いた出来形管理要 領（案）」または「TS（ノンプリズム 方式）」を用いた出来形管理要領（舗装 工事編）（案）」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施する場合 に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。 <u>この場合、基準高の 評価は省略する。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成 3 0 年度												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1 0	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-22	-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					平 坦 性	—	3m7'ロフイルメータ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1 4	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1 8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) ※面管理の場合は 測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工	厚さあるいは 標高較差	-22	-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					（コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	平 坦 性	—	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
					目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）							
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）							

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成 3 0 年度												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 <u>この場合、基準高の評価は省略する。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「ＴＳ（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。 <u>この場合、基準高の評価は省略する。</u>	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					平 坦 性	－	3m2' ロティルター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
					目地段差	± 2						

出来形管理基準及び規格値

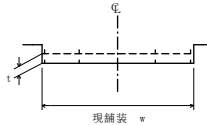
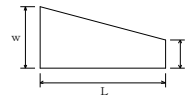
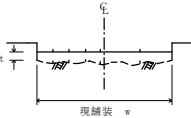
単位：mm

平成 3 1 年度（改訂）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T S（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					(転圧コンクリート版工) セメント（石灰・瀝青）安定処理工 (面管理の場合)							
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T S（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
					(転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	平 坦 性	－	転圧コンクリートの硬化後、 3m ² ロティルターにより (σ)2.4mm以下				
					目地段差	± 2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

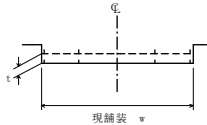
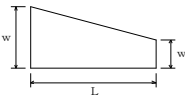
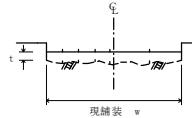
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成 3 0 年度												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。			
						幅 w	－25	－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎 1ヶ所／1 施工箇所			
							延長 L	－100				
							厚さ t	該当工種				
						舗設工	幅 w	－25				
							延長 L	－100				
							厚さ t	該当工種				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	－9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。				
						幅 w	－25					
						延 長 L	－100					
						平 坦 性	－				3m7' ロティルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

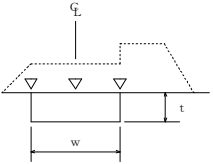
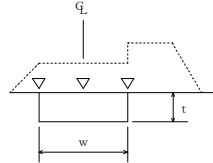
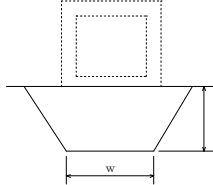
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀) ※面管理の場合 は測定値の平均			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を变えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		
						幅 w	－25	－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎1ヶ所／1施工箇所		
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	－25			
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	－9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を变えることが出来る。			
						幅 w	－25				
						延 長 L	－100				
						平 坦 性	－				3m7' ロティルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－20	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」または「T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平 坦 性	－	3m7' ロティルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

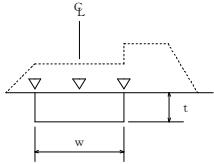
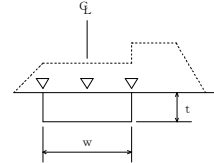
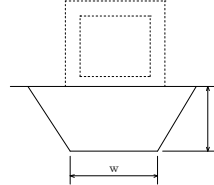
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成３０年度										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	２		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	３		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

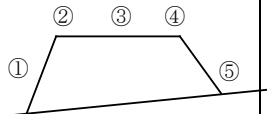
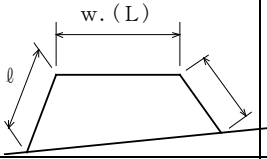
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成３１年度（改訂）										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	２		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	３		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	 	
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

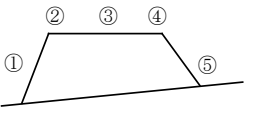
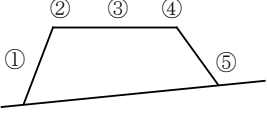
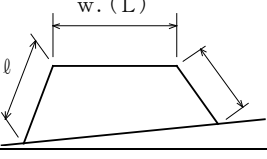
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成30年度										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 ℓ	−500			
						天 端 幅 w	−300			
						天端延長 L	−500			
								w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 ℓ	−500			
						天 端 幅 w	−300			
						天端延長 L	−500			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
						法 長 ℓ	−500			
						天 端 幅 w	−300			
						天端延長 L	−500			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延 長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成３０年度									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	９		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	
						位 置 ・ 間 隔 w	D／4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成３１年度（改訂）									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	９	１	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。	
						位 置 ・ 間 隔 w	D／4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度	
３ 土 木 工 事 共 通 編	２ 一 般 施 工	７ 地 盤 改 良 工	９	２	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき１ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき１ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。	
						施工厚さ t	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
						延 長 L	設計値以上		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成30年度													
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	13 橋梁架 設工			架設工（コンクリート 橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。				
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各 上下間を測定。				
						そ り		—	主桁を全数測定。				
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土 法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は 50m）につき1箇所、延長40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき 2箇所。				
							ℓ≥5m	法長の－4％					
						盛土 法長 ℓ	ℓ<5m	-100					
							ℓ≥5m	法長の－2％					
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎	
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下 のものは1施工箇所につき2箇所。				
							ℓ≥5m	法長の－4％					
						厚さ t	t<5cm	-10				施工面積200㎡につき1箇所、面積200 ㎡以下のものは、1施工箇所につき2 箇所。 検査孔により測定。	
							t≥5cm	-20					
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50％以上と し、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。			
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そ り		—	主桁を全数測定。			
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ITS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ≥5m	法長の－4%				
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100				
							ℓ≥5m	法長の－2%				
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	延 長 L		-200	1 施工箇所毎			
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「ITS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							ℓ≥5m	法長の－4%				
						厚さt	t<5cm	-10				
							t≥5cm	-20				
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

平成30年度											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		
							$\ell \geq 3\text{ m}$	-100			
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L		-200	1施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

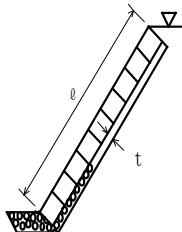
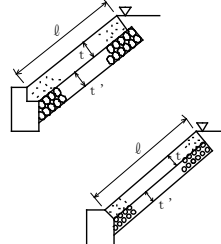
単位：mm

平成31年度（改訂）											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法 長 ℓ	ℓ<3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≥3m	－100			
						厚 さ t	t<5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≥5cm	－20			
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上					
延 長 L		－200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

単位：mm

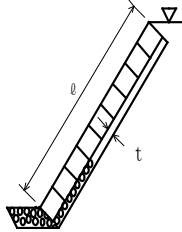
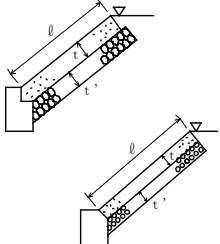
平成30年度

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長ℓ	ℓ<5m	−100			
							ℓ≥5m	ℓ×（−2%）			
						厚 さ t		−50			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長ℓ	ℓ<3m	−50			
							ℓ≥3m	−100			
						厚さ t	t<100	−20			
							t≥100	−30			
						裏 込 材 厚 t′		−50			
						延 長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

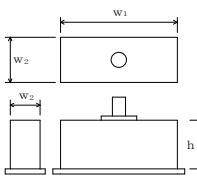
平成31年度（改訂）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<5m	−100			
							ℓ≥5m	ℓ×（−2%）			
						厚 さ t		−50			
						延 長 L		−200			
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m	−50			
							ℓ≥3m	−100			
						厚さ t	t<100	−20			
							t≥100	−30			
						裏 込 材 厚 t′		−50			
						延 長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

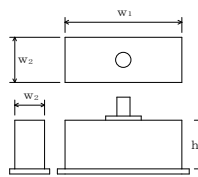
単位：mm

平成３０年度										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水 工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延 長 L	-200	1箇所／1施工箇所		
10 道路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w ₁ , w ₂	－30	基礎一基毎		
						高 さ h	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

平成31年度（改訂）

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗装	5 排水 構造 物工	9		排水性舗装用路肩排水 工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「T S等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路 編	2 舗装	7 踏掛 版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
10 道路 編	2 舗装	9 標識 工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w ₁ , w ₂	－30	基礎一基毎		
						高 さ h	－30			